

不服申立制度等に関する私案（骨子）

南 博 方

1 公平かつ公正な救済

刑事施設における被収容者の人権侵害に対し、公平かつ公正な救済を図るためには、人権擁護法案における人権委員会が可及的速やかに設置されるべきである。他方、被収容者の人権侵害に対する救済制度等の整備は、喫緊の課題であるので、人権委員会が設置されるまでの間、次の暫定的かつ事実上の措置として、法務大臣が情願又は2の再審査の申立て（仮称）の処理を行うに当たり、刑事施設不服審査会（仮称）（以下「審査会」という。）の議に付し、その公平かつ公正な処理を期するものとする。

【目的】

この措置は、刑事施設の長その他の職員による違法又は不当な処分等に係る被収容者の不服を調査審理し、被収容者の人権侵害に対する救済をより適正に図ることを目的とする。

（注） 上記「処分等」については、具体的に列挙する。

【組織】

審査会は、法務省に置くこととするが、矯正事務を担当する部局等から独立した組織とする。

【委員】

委員は、法務大臣が、法律、矯正行政、医療等に関する優れた識見を有する者のうちから選任する。人選に当たっては、公正を期するものとする。法務省の職員は、委員になることはできない。

【審理】

法務大臣は、被収容者の不服が理由がないと判断しようとするときは、審査会の議に付するものとする。

審査会による調査審理は、公平かつ公正に行う。

【勧告】

審査会は、被収容者の不服が理由があると認めるときは、法務大臣に対し、理由を付して、是正措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

【守秘義務】

委員は、職務上知ることができた秘密をみだりに漏らしてはならない。

2 不服申立制度等の整備等

被収容者の人権侵害に対する救済を適正かつ迅速に図る必要があることから、監獄法の改正により、以下のとおり、現行の情願制度及び所長面接制度に代えて、不服申立制度等を整備すべきである。

なお、情願の適正かつ迅速な処理を確保することは喫緊の課題であるので、監獄法等との整合性に留意しつつ、実施可能な事項については、監獄法の改正をまつまでもなく実施するものとする。

【矯正管区長に対する審査の申立て（仮称）】

- ・ 被収容者は、刑事施設の長その他の職員による自己に対する違法又は不当な処分等に対し不服があるときは、矯正管区長に対し、所定の書面により、審査の申立て（仮称）をすることができる。
（注）上記「処分等」については、具体的に列挙する。
- ・ 矯正管区長は、審査の申立て（仮称）が理由があると認めるときは、刑事施設の長に対し、決定で、是正措置を執るべき旨を命ずることができる。決定で、申立人の不利益に当該申立てに係る処分等を変更すべきことを命ずることはできない。
- ・ 決定は、申立人に通知するものとする。

【法務大臣に対する再審査の申立て（仮称）】

- ・ 被収容者は、矯正管区長の審査決定に対し、不服があるときは、所定の書面により、法務大臣に対して、再審査の申立て（仮称）をすることができる。
- ・ 法務大臣は、再審査の申立て（仮称）が理由があると認めるときは、刑事施設の長に対し、裁決で、是正措置を執るべき旨を命ずることができる。裁決で、申立人の不利益に当該申立てに係る処分等を変更すべきことを命ずることはできない。
- ・ 裁決は、申立人に通知するものとする。

【苦情の申立て】

- ・ 被収容者は、刑事施設の長その他の職員による自己に対する処遇について、刑事施設の長又は巡閲官に対し、口頭又は書面で、苦情の申立て（仮称）を行うことができる。
- ・ 被収容者は、刑事施設の長その他の職員による自己に対する処遇（審査の申立て（仮称）の対象となるものを除く。）について、法務大臣に対し、書面で、苦情の申立て（仮称）を行うことができる。
- ・ 刑事施設の長及び巡閲官は、苦情について速やかに処理し、その結果を通知する。
- ・ 法務大臣は、苦情について速やかに処理する。

(注) 法務大臣による苦情処理結果の通知方法等については、検討する。

【申立期間等】

不服の申立期間及び標準的な処理期間を定めるなど、迅速な処理を確保するために必要な手続を整備する。

【申立ての秘密取扱い】

被収容者は、刑事施設の職員に、その内容を知られることなく、申立てをすることができる。

(注) 刑事施設の長に対する苦情の申立てを除く。

【不利益取扱いの禁止】

刑事施設の職員は、被収容者が申立てを行ったことを理由としてその者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

3 情願又は不服申立て等の処理を担当する職員の体制の整備

矯正管区及び法務省において、情願又は不服申立て等を処理する職員の体制を整備、充実する。